

# 意見書

平成27年7月31日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 106-0032  
住所 東京都港区六本木1-7-27  
提出者名 全国郵便局長会  
会長 大澤 誠  
連絡先 ☎ 03-3505-4830

今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、以下のとおり意見を提出します。

別紙の記載

## [別紙]

### 今後の民営化推進の在り方に関する意見の提出につきまして

#### 1 郵便局の利便性の向上

郵政事業は7年前に民営化されましたが、民営化に伴いお客様から「郵便局は国営時代よりも使い勝手が悪くなった」という厳しい批判を頂戴したところです。したがって、私どもの悲願は、「郵政事業を、経営形態は変われども、お客様にとって利便性が高く、使い勝手の良い、地域社会に密着したものにしたい」ということに尽きます。

ところが、限度額があつたり、新規業務が認められない状態のままでは、お客さまは不便を強いられ、民営化によるメリットを享受できません。

#### 2 限度額の引き上げについて

とりわけ、限度額があることによって郵便局が利用できないお客さまの不便を解消することは急務です。

限度額に関するお客さまからの具体的ご指摘は、

- ・ 限度額があるがゆえに郵便局を利用したくても利用できない。また、預金先の分散を避けるために、限度額のない郵便局以外の金融機関の選択を余儀なくされている  
限度額オーバー分については、わざわざ遠くの銀行まで赴くことになるが、これが、特に高齢者には負担となっている
- ・ 高齢者が年金受取金融機関として郵便局を指定しようとしても、限度額オーバーにより指定できないなどです。

以上のとおり、私どもが限度額引き上げを求める意図は、あくまでお客さまの利便性向上を目指すものであり、ゆうちょ・かんぽが、他の金融機関から預金等を剥ぎ取って、引き上げた限度額一杯まで資金集めをしようとしているものではありません。

#### 3 郵便局の更なる利活用に向けて

郵便局の更なる利活用に向けて、以下、主に「お客さまサービスの観点」及び「郵政事業経営の観点」から意見を提出します。

##### 1) お客さまサービスの観点

お客さまから全国各地の郵便局に数多くの要望が寄せられていますが、次のような要望の実現の有無が、結果的に郵政民営化の成否の分かれ目といっても過言ではないと考えます。

##### ア) 郵便局もローンや相続相談など一般の金融機関並みのサービスの提供

イ) 高齢者には、郵便局に出向くこともままならないので、民営化前のように外務員による金融サービスの展開。特に、農協や信金・信組の店舗が撤退している地域では、外務員による預貯金等の取扱いが望まれている。

ウ) 過疎化・高齢化が進む地域においては、郵便局が郵政事業のみならず、安心(見守りなど)、安全(防災など)、交流(コミュニティ活動など)の地域の拠点としての活動。

エ) 地方創生への郵便局の活用。例えば、石川県では日本郵便と協定を締結し郵便局長を移住サポーターとして生活相談等に応じています。

## 2) 郵政事業経営の観点

郵政事業経営の観点からは次のような取り組みや措置が必要であり、同時にこれが経営の安定につながり郵政民営化を成功へと導くものと考えます。

### ア) 企業価値の向上、郵便局ネットワークと地方創生

「企業価値の向上」及び「郵便局ネットワークと地方創生」の観点から、例えば、自民党の提言などにあるような取り組みが必要と考えます。

#### <企業価値の向上>

- ・ 投資信託商品の開発による手数料収入増
- ・ ATMの相互乗り入れや地域ファンドの創設など地域金融機関との協力関係の構築
- ・ 他社との提携による保険新商品の開発・促進

#### <郵便局ネットワークと地方創生>

- ・ 地域の農協等と提携し地元産品を世界に届ける
- ・ 自治体の代替機能を提供

### イ) 会社間取引にかかる消費税の減免

(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険から日本郵便(株)に支払われる1兆円の手数料にかかる消費税は毎年800億円にも及びます。消費税が10%に引き上げられると1,000億円にもなります。

内部取引であれば非課税ですが、これは国の政策により分社化したことにより発生した負担ですので、今後の経営に鑑みて減免すべきものと考えます。

### ウ) ユニバーサルサービス確保のための必要な措置

改正郵政民営化法第七条の二において、日本郵政(株)及び日本郵便(株)にはユニバーサルサービスの提供が義務付けられております。一方、政府は同法第七条の三によりこれに対する必要な措置を講ずることとされています。

政府におかれましては、早期にそのために必要な措置を講じていただきたいと考えます。

### エ) 誤解の払拭

他金融機関から、イコールフットイングを求める声がありますが、郵政民営化委員会において日本郵政株式会社から既にご説明を差し上げたとおり、2007年下期～2013年度における日本郵政グループの法人税及び預金保険料の納付額は次のとおりであり、条件は他の金融機関と同等にもかかわらず限度額などにおいて規制を受けており、むしろ郵政の方が過大な負担を強いられていると考えます。

法人税、住民税及び事業税	25,125億円
預金保険料	5,418億円
保険契約者保護機構負担金	48億円

(出典:平成26年12月25日の郵政民営化委員会資料)

また、「暗黙の政府保証」があるとの指摘もありますが、政府の国会答弁や郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(24.9.19)においては、暗黙の政府保証などないとしています。

つきましては、こうした誤解を払拭するよう、政府及び郵政民営化委員会におかれましては、更なる情報発信をいただきたい。